

月報

1987 5 月 號



シンガポール日本商工會議所

目 次

(1987年5月号)

シンガポール・トラベル・ニュース ～観光を促進させる為の10億ドル大計画～	(Singapore Tourist Promotion Board)	1
1987年税制改正の概要	(公認会計士) 小野 翻陽斗	11
最近の不動産動向	(Trade & Industrial Development) 森本 高行	21
シンガポールにおける埋立土地開発及びその背景	(五洋建設株式会社) 岡田 紘	26
会員紹介	(月島エンジニアリング・シンガポール、富士電機)	33
理事会の動き		35
4月の主な経済記事		39
広報欄		46
資料案内		48
編集後記		50

シンガポール トラベル ニュース

観光を促進させる為の10億ドル大計画

Singapore Tourist Promotion Board

シンガポール政府は、この程現地の観光産業を振興する為に総額10億ドルの観光開発計画を発表した。この10億ドルは、新しい呼び物を開発し、既存のものは魅力を高め改善するとともに、シンガポールの歴史的遺産を保存するとともにコマーシャル・ベースにのせるために用いられる。この計画の詳細は、シンガポール政府観光当局局長である Lim Chin Beng 氏が12月9日行った記者会見で明らかにされた。

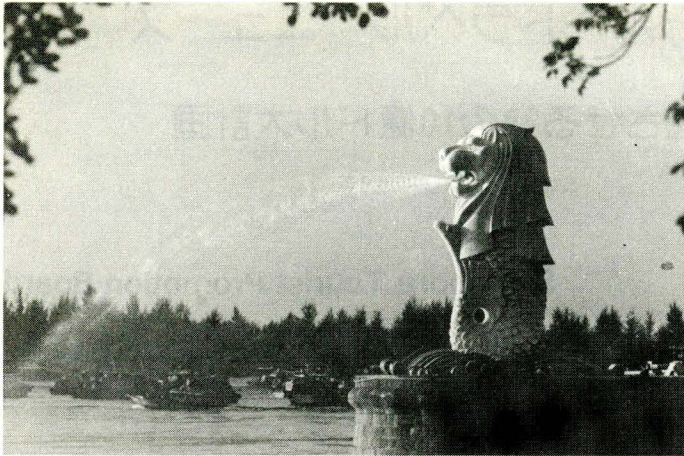
この計画は政府観光局、貿易産業省及びその他10の政府機関が数ヶ月にわたって行なった調査研究の末、達し得た結論である。民間部門も重要な役割を果たすことになる。政府が観光の産業基盤を開発するのに費す\$1ドルに対して民間は\$2ドルを投資することが期待されている。

当大計画に含まれる

諸企画は5年の期間にわたって遂行される。この大計画の主要目的は：

- シンガポールへの旅行者—初めての旅行者と再度訪れる旅行者の両方—の数を増やす。
- 旅行者の滞在期間を増やす。
- 旅行者の出費を増大させる。





これらの計画に対する民間投資家を引きつける為に、政府は、関心を抱く開発業者で当観光計画にS2000万ドルかそれ以上を投資する者に対して、魅力的な税制上の特典措置を導入した。これらには一定の期間中における

産業建築物割当金、低率固定資産税、及び娯楽税の免除が含まれる。

Lim氏は政府のこの時宜を得た措置を歓迎し、次の様につけ加えた。「今はもう観光客に情報を提供するだけの時代ではなくなっている。今、観光局は国を後押ししなければならず、我々には販売するための良い商品が必要だ。」

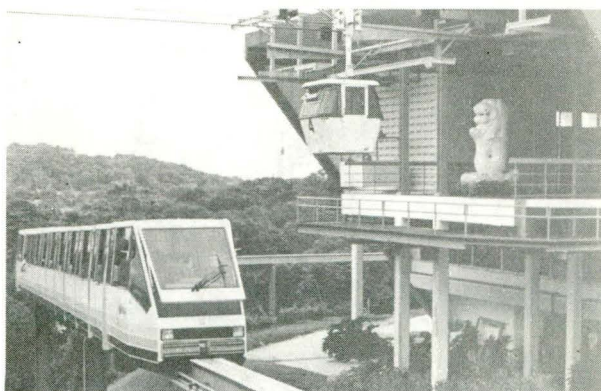
10億ドルがいかに使われるか

• チャイナタウン、タンジョンパガール、インド人街、カンボングラム、アラブ通りとシンガポール川の保存と復興 • ハウ・パー・ビラ（タイガーバーム・ガーデン）の再建 • ブギ・ストリートの再建	S\$1億8700万
• 歴史的建築物や旧跡の開発 • ラッフルズ・ホテルとその周辺の改善 • 歴史的建造物を舞台とした音と光のショー	S\$2億6000万
• シンガポール本島とセントサ島を結ぶ自動車道路	S\$2億6500万
セントーサ島関係	S\$1億3500万
• マリーナの開発 • ラザラス島、セントジョーンズ島、レンゲット島とクス島に電気・水道及びその他の設備を施す	S\$7000万
• フォート・カニング公園の改善 • 蘭園および香草菜園の設立	S\$3000万
• 女子オープンテニス・トーナメントやフォンダ・パワーボートグランプリのような国際的なスポーツ行事のスポンサーになる	S\$100万
• シンガポール娯楽センターの開発	S\$2500万
• 偶発危険準備金	S\$2700万
• 合計	S\$10億ドル

諸企画の完成予定時期

1987年—シンガポール川に沿ったボート活動

1988年—ブギ・ストリートの
再建、シンガポール
川の水上レストラン。
保存建築物での音と
光のショー、セント
サ島とブランダラの
間の道路、ハウパウ
・ビラ（タイガーバ
ーム・ガーデン）テーマ公園



1989年—シンガポールとセントーサ島間の連結道路

1990年—チャイナタウンの保存、シンガポール川沿いの建物の復興、ラ
ザラス島のリゾート村、ラッフルズホテルとその周辺地域の再
興、セントサ島におけるアトラクションの新設及び改善。

1991年—カンポングラム、アラブ通り、タンジョン・パガールの保存、
インド人街の保存、フォートカニング公園の新しい活動、マリ
ーナの開発、シンガポール娛樂センター・テーマ公園。

ハウパービラ（タイガーバーム・カー・ガーデン）

ハウパービラを中国神話のテーマ公園に再開発する計画は、1988年の末
に完成する予定で、およそ\$3000万ドルの費用がかかる。当計画には、
既存の展示物が復興されるだけでなく、新たに適合する展示物も取り入れ
られる。

主な新しい呼び物には次のものが含まれる。

(a) 野外円形劇場

収容能力2000人で、中国演芸芸術家、オペラ及び著名なエンターテ
イナーが出演する。

(b) 東洋の精神

観光客は暗闇の中、乗り物によって中国の精神世界の魅惑的な、また
時には身の毛もよだつような“遭遇”にさらされる。



(c) 西方への旅

観光客は三蔵法師と有名な彼の弟子であり守護者でもあった孫悟空や猪八戒、沙僧にと共ら西方への行脚に同行できる。

(d) けんらんたる中国

観光客は時間と空間を超えた、中国旅行の経験を、スクリーンの中で満喫することができる。

(e) シンガポールは歌う

中国スタイルのまるで生きているような動画化された登場人物が祭、東洋の祭典及びその他の多くの呼び物の中で歌や娯楽を提供する。

チャイナタウン

チャイナタウンの保存計画は以下のものを含む。

(a) トレンガヌ通りにある焦点となる場所の復興。

歴史的に、この場所はチャイナタウンの活動の中心地でした。民間で営まれている伝統的な商業取引やレストランは適切な家屋博物館、展示センター及び劇場によって補足され、観光客に文化的に価値のある経験を提供する。可能な場所には路上の活動も取り入れられる。

(b) チャイナタウンの“観光客の引き止め策”となる呼び物としての役割を果たすフェスティバル・プラザの創設。これは大規模な祭典、鳥の歌声コンテスト、縁日、ワヤン（伝統的な中国芸居）、人形劇ショー、トライショー（人力車）乗場等を提供する。これはチャイナタウンの新しい名物の一つとなる予定。

(c) 既存の建造物の復元、歩行者用の歩道を道路わきに作ったり、看板を規制し、街並を植木などで整備し、出入口の建設などして街路の眺めを美化する。



シンガポール政府観光局の役割は、政府と民間の接点を設けるもの、同時に仲介者としての働きをすることである。問題を容易にする為に、関連事業に経験のある海外からの顧問技師を当計画に参加してもらうため、シン

ガポールに呼び寄せている。

チャイナタウン企画に用いられる手法が成功した場合、その手法は他の歴史的地域にも採用される。

タンジョン・パガール

タンジョン・パガールに採用される手法は、元の建造物を取りこわすことなく、建物を復元し、その地域を再生させるような手法を導入するものである。タンジョン・パガールはチャイナタウン地区に欠くことのできない部分であるため、その特質を補なうような手法によって再生される。昼夜を問わずこの地を活性化するために、複合的手法と路上での活動も奨励される。

タンジョン・パガールの計画は、活動の支柱としてのダクストン・ヒル (DUXTON HILL) に商店とレストランが、側面に並ぶ歩行者用の木陰のある遊歩道を提供することに焦点をあてている。多目的活動プラザが野外催物や式典の為に作られる。

インド人街(Little India)

政府によってこの先5ヶ年の間に実行されるインド人街を復興させるための提案は次のものを含む：

- (a) ハスティングス通りに、民族的祭典を祝うための野外舞台としてフェスティバル・プラザを建設し、インド人街の保存地区への玄関の役割を果たしてもらう。
- (b) ダンロップ通りとキャンベルレーンを夜間歩行者用の遊歩道に変更し、このセラングーン・ロードのはずれの二つの重要な通りのショッピング活動を振興する。

19世紀に設立されて以来、
目印となる主要建築の一
つであった。アブドゥル
・ガフォール・モスク
(Abdul Gafoor Mosque)
は質的に改善され、それ
の持つ意義も、延長され
た歩道によって中心地区



に再び連結されることで高められる。その他の長期計画にはカーバウ・ロ
ード (Kerbau Road) に 陳列用家屋を設け、キャンベル・レーンには伝統
的な雑貨品を販売する。バザーを行なうことも含まれている。

カンボン・グラム

カンボン・グラムの復興計画の焦点となるのがサルタン・モスクとサルタ
ン・パレスである。その周辺的环境は改善されよう。立案の主要な特徴は:

- (a) 国の記念碑であり、その地区の目印となる主要建築でもあるサルタン・
モスクを保存する。
- (b) サルタン・パレスの建物と土地を復元し、それらをマレー文化複合建築
として、かつ、文化的催し物や祭典を祝うための歴史的公園として再利
用する。

シンガポール川

この川に関する計画は、この地域を再興するために娯楽、ショッピング、
ホテルや文化活動の新しい施設を開発することに焦点を置いている。その
独特な外観を保つため、既存の建物で保存する価値のあるものは、その外
見的特徴を保持しつつ、改良する。

この川の三つの地区の特徴は、既存の建物と新しい建物とを新たな手法で
注意深く組み合わせることによってさらに高められる。

これらの地区に対する主な提案は:

- (a) ボート・キイ (棧橋) は商業地区として保存される。この地域の再生の
ために新しい娯楽利用と住宅利用も取り入れられる。河岸は美化され、
一般のための遊歩道は現在建設中である。

(b) クラーク・キイはフォート・カニング公園のような多方面の関連性を持つ、娯楽及び商業センターとして再生される。文化に関連のある活動の提供も奨励される。この地域では、野外での食事や路上での活動も計画されている。

(c) たくさんのホテルが近辺に存在するロバートソン・キイはショッピングホテル及び住宅として利用される。棧橋設備は整備され、遊歩道に造り変えられる。

川の環境的資産を利用するために、水に基づく活動、例えば遊覧船による周遊やボート乗りが導入される。その他の計画には、水上のボート活動を補足するためにマリナ港 (Marina Bay) に水上レストランを設けることや、夜間には橋、商店、倉庫や道路に装飾電灯をつけたり、海洋博物館や生きた歴史の博物館などの観光客引き止めのための、呼びものを設けることなどが含まれる。

ブギストリートの復興

ブギストリートが世界的に知られるようになったのは自発的活動と粗野な街並みの独特な組み合わせから生じる特別な雰囲気を持っていたからである。政府観光局は、その場所で古くから行なわれていた野外活動の色彩や雰囲気を取り戻すことによって、ブギ・ストリートを復興したいと願っている。ブギ・ストリートを首尾よく復興するためには、政府が自発的な路上の活動を認めなければならない。

政府は、基本的な健康及び衛生面の規準が確実に厳守されるよう、サービス産業基盤を用意するであろう。民間部門は施設を運営することが求められる。段階的に履行されるため、全面的な完成目標日は1989/1990年になろう。

屋外で陳列調理され、また皿に盛って食べられる屋台タイプの食べ物が新しいブギ・ストリートの主要な呼び物の一つとなる。食べ物の調理は通から隔てられ、快適な環境と、同時に健康的な食品であることを確実にするために、適切な衛生措置がとられているか監視される。

観光コースとしての文化遺産の連結

Heritage Link (文化遺産連結帯) は、その中に含まれる歴史的建造物の数々によって過去への視覚的つながりを持つ、豊かな歴史ある地区である。

この地区はシンガポール川、クィーンエリザベス・ウォーク、フォート・カニング公園とブラス・バサーを境とする。ここには、13～14世紀において活動の中心地であった歴史的なフォート・カニング公園と、1970年代までのシンガポール経済の生命線であったシンガポール川、歴史的出来事、例えば日本軍の降伏、独立、マレーシア・ラリーそれにナショナルデー・パレードといった出来事が行なわれたパダン（Padang）、それに19世紀の建築様式で建てられた新古典調建造物の集まり、国会議事堂、最高裁判所、ビクトリア記念会堂、エンプレス・プレイス・ビルディング、国立博物館、著名な学校及び教会の数々が含まれている。

この Heritage Link（文化遺産連結帯）は都市再開発省が準備した都市及び文化的地域の為の大計画に基づくものである。その概念に従って、文化的再利用の可能な主要建造物が確認された。例えば、エンプレス・プレイス・ビルディングは中国からの文化的及び歴史的遺物を展示するのに利用される。

既存の文化的及び遺産としての価値のある建物と共に、これらの建物を連結する歩行者の移動用システムが開発されることも可能である。

この Heritage Link（文化遺産連結帯）は食べ物や芸術、手工芸、娯楽や周囲のショッピングの場所と歴史とをうまく組み合わせた複合商業取引を導入することによって、魅力的で活気に満ちた、そして、ビジネスとしても成り立つ企画となり得る。

その戦略的位置の為に、Heritage Link（文化遺産連結帯）は最終的にはオーチャード・ロードの観光ベルトをマリーナ・センター、シンガポール川、とフォート・カニング公園にもつなぐことになる。将来は、シンガポールのその他の歴史的部分、すなわち、チャイナ・タウン、カンポン・グラム地区そしてインド人街とも連結され、さらに大きな規模の遺産地域を形成するであろう。

ラッフルズ・ホテルとその周辺を国際的な目印となる主要建築物に改良

ラッフルズ・ホテルはシンガポールのユニークな資産であり、さらに改良が必要である。観光的視点から見れば、ラッフルズ・ホテルは Heritage Link（文化遺産連結帯）企画全体の観光客引き止め策の鍵となる企画である。ノース・ブリッジ・ロードの商店街のスタイリッシュなショッピング

店舗複合体ビルと共に、見事に開発された優雅なラッフルズ・ホテルは大々的なラッフルズ企画だけでなく、マリーナ・センターのホテルにも利をもたらすであろう。それは現在欠けていて必要とされる観光客引き止め策となる呼び物を提供することになり、この部分に個性と活気を取り戻すことになるであろう。

客室数の少ないホテルは政府のお客やその他の重要人物のために取っておかれる。ホテルの公共の場は通常より高級な場所を必要とするような催し物に使われる。ビーチ・ロードとプラス・バサーロード、ノース・ブリッジ・ロードとシア通り（Seah Street）に囲まれた地域（ラッフルズ・ホテルがその一部となっている）は、文化的娯楽設備、食事や飲みものの提供、土産物店とその他ホテルの宿泊客である訪問客の要求に応じる設備を持つ互換性のある観光センターとして開発される。

セントサ島の新開発

政府は本土とセントサ島を結ぶ自動車用リンク（トンネル、道、または橋）を考えている。4車線の自動車用リンクを導入することによって、これまでは乗り替えなしに上陸する方法がなかったために実現できなかった開発が、今回のセントサ島の大計画の中に組み込まれている。これには海岸のみならず、最高級のリゾート・ホテルも含まれる。このリンクは、また海とゴルフ・コースが正面に見える、ぜいたくな住宅地の開発をも可能にする。これはシンガポールにおいて他のどこにもない呼び物である。その他の企画として、セントーサの海岸の美化や既存の交通機関と歩行者用道路の改善、フォート・シロソやミュージカル・ファウンテンといった既存の呼び物の全般的な改良が含まれる。新しい呼び物には、貝殻博物館やハワイのポリネシアン文化センターをモデルにしたアジア文化村が含まれる。このセンターでは、文化活動、娯楽が催され、食べ物と商店が提供される。

ラバラス島のリゾートを開発

海岸のリゾートは観光客を引きつけ、目的地での滞在期間を延長するのに最も効果的な手段として知られている。

シンガポールのはずれの南の島々のいくつかは自然な海浜を有し、居住設備と日中のビーチ・クラブ設備を作ればレクリエーション用にも開発できる。

ラザラス島はいくつかの候補者となる開発業者によって、ビーチ・リゾートとして開発するのに適していることが確認されている。セント・ジョーンズ島とクス島の上に位置するラザラス島は、約33ヘクタールの大きさである。密集した植物と丘陵に富んだ地形、長く延びたビーチと入江がある。開発されれば、このリゾートでは食べ物と飲み物が提供され、プールや海上ウォータースポーツやその他の活動の場となる。

マリナーの開発

シンガポールを国際的な海上スポーツ・センターとして宣伝する為に、近代的設備とあらゆる種類の娯楽用船艇を提供できるマリナーを開発する。

今年の初めに、企画部は、他の関連当局と共に研究し、パシール・リスとウェスト・コースト・パークに直ちに開発の可能な場所を2箇所確認している。

シンガポール娯楽センター

提案されたテーマ公園の概念には、シンガポールが科学と技術の進んだ豊かな文化を持つ建国のリーダーであり、アセアン地域への玄関口である島国として描写されている。これには以下の三つのテーマの結合による魅力的な企画がなされている。

(a) 技術開発及びその成果のためのセンター

(b) アセアン文化公園／世界の交差点

(c) 水上遊戯（水をテーマ）

この企画のために提案されている場所はマリナ・サウスにあり、約4億4000万ドルの費用がかかると見積られている。

フォート・カニング公園の再開発

フォート・カニング公園の再開発計画は娯楽及び観光施設を含む。歴史的及び文化的側面にも光をあて、この公園を特徴づける。この再開発計画全体は段階的に5ヶ年の間にわたり実行される。

1987年税制改正の概要

公認会計士 小野 ^{ハヤト} 翻陽斗

予算案の概観

①. リチャード・フー蔵相は、3月4日午後国会にて1987年度予算案を発表しました。これによれば、今年のシンガポール政府の財政赤字はS\$3747百万となっており、歳入総額S\$14923百万、歳出総額S\$18670百万（うちネット借入金額S\$2671百万を含む）となっています。歳出面では特にHDBへの貸し付けの大巾削減と経済サービス（EDB奨励やMRT・チャンギ空港等向の支出）歳出の増加が目につく点でありましょう。又歳入面では税収入の減少（△6%）と歳入総額でも減少（△11%）となっており上記の通り赤字予算となっています。

税収入は歳入総額比31%を占め（うち所得税収入は13%）經常歳入と同様な比率（30%）となっています。

②. 1986年度の不況対策としての大巾な減税措置や産業振興策は既に出尽しているようであり、本年度の予算案に目玉商品といえるような項目は少なくなっています。政府は、昨年の各矯正手段によって不景気状態からシンガポールを引上げることに成功し、一部足並みがそろっていない面はあるが、引続き完全な景気回復まで持っていこうとしています。この為、引続き物価等の原価逦減と賃金抑制が重要であり、国内及び外国からの投資に対しては、継続的支援と一層の優遇策が与えられるべきであるとしています。以下では税制及びそれに関連する次の7項目の変更点についてその要旨を述べさせていただきます。

③. 1. 金融業に対する優遇策

- a) 信用取引保証金に対する源泉徴収税の棚上げ
- b) 10%優遇税率の証券取引への拡張

2. オフショア・サービスの促進優遇策
3. 酒・タバコ・賭博に関する増税
4. あかちゃんバンザイ（奨励策）
5. CPFの最低額制度
6. 外国人労働者雇用の際の徴税（人頭税）制度
7. その他の項目

1. 金融業に対する優遇策

a) 信用取引保証金等に対する源泉徴収税の棚上げ

SIMEX（シンガポール国際金融取引所）の会員によって取得された所得については、現在10%の割引税率が適用されていますが、その世界に広がる顧客の内には、二重税防止条約がない為、信用取引保証金（margin deposit）等に対する利息の受取り（会員から顧客への支払）の際33%の源泉税を徴収される場合があります。

大蔵大臣の提案は、長年待望の改革案でありまして、金・為替の先物取引に関して設定された信用取引保証金の利息及び金の現物取引（ロコ・ロンドン金）に関する、SIMEX会員から非居住者に対する支払利息については、1988賦課年度（暦年1987）より源泉徴収を免除するというものであります。

現在一日平均出来高が5000ロットを超えている金及び金融先物市場の成長を促進し、SIMEX会員の財政・営業双方の国際競争力を高めるであろうことが期待されています。

b) 10%優遇税率の証券取引への拡張

国際金融市場においては、債務の証券化等のセキュリタイゼーションの傾向が強まっており、このなかで、シンガポールが引き続き金融センターとして機能していくには、社債等の長期金融商品の為の資本市場を発展させる必要があるといわれています。

ファンド・マネジメントと併せ資本市場を速やかに開発する為、次に示されるような所得に1988賦課年度（暦年1987年）から、10%の優遇税率を適用することとされました。

- 非居住者に代り、シンガポールドル建以外の各種証券の取引から生じる手数料や報酬
- 非居住者や他の A C U (アジア・カレンシー・ユニット) あるいは他の承認済の証券会社との間の取引で、シンガポールドル建以外の各種証券の取引から生じる所得
- A C U や金融当局 (M A S) に承認された証券会社がその対象

優遇規定は、外国企業や著名な地元企業によって発行される様々な長期の保証証券を織込むことを予定しており、又地元向の后者によって国内資本市場の発展に寄与することになると思われます。

2 オフショア・サービスの促進優遇策

1988 賦課年度 (暦年 1987 年) から製造業に適用されている輸出産業優遇措置を 4 つのサービス領域すなわち、コンサルティング・マネジメント・建設・技術援助やエンジニアキングのサービスの輸出業をカバーするものに拡張適用することになりました。この措置は、初めの 5 年間に付与され、特定の輸出サービスからの所得の 90% ($\text{所得} \times (1 - 90\%) \times 33\% = \text{所得} \times 3.3\%$) を免税するものであります。

この優遇措置は企業のサービスを海外に進展・拡大させることを促進しようとするもので、所得計算に輸出基準 (Export Base) が適用されるであろうと推察されます。従って既存の会社で、基準金額を超えていない会社は、この優遇措置からのメリットを得られず輸出サービス所得にも 33% の通常税率にて課税されることになるかもしれません。

1986 年にパイオニア企業への優遇措置は、サービス業にも拡張され、承認と受けたパイオニア・サービス企業では全ての所得に対して免税されています。このことから、新しい優遇策は、パイオニア企業として適格要件を満たさなかったけれども、輸出所得が適当な水準に達している企業にとってメリットがあるものとなるでしょう。同様にオフショアで生じた所得の内、シンガポールへ送金されていない所得は、課税対象に取り込まれない場合もありえる点からして、この新しい措置は、オフショア所得をシンガポールへ送金することを促進することに資するとも考えられます。

3 酒・タバコ・賭博に関する増税

経済委員会は、直接税から間接税へのシフトすべきである旨の提言をしましたが、政府は個別消費税を対象品目を選択し適用するであろうことを表明したにとどまりました。又恒久的財政欠損の状態に陥らないかぎり一般消費税は導入しないとこれを見送っております。

一方、予定されていたこととして標記夫々の項目の徴税額を全体として引き上げることとされました。禁煙運動に歩調を合わせるようにタバコ税は10ドルに引上げられ70ドル/Kgとされ、酒税は各ランクにより大巾に引上げられました。例えばビール等は+3ドル/10ℓ、強いボトル入りの酒は+60ドル/10ℓとなっています。これらは即時発効するものとされ、変更の詳細な一覧表は求めに応じて入手可能となっています。

又、賭博に関わる税も1987年4月1日より20%から25%に引上げられました。政府は、賭博の抑制効果とそれに依拠することの矛盾について言及していました。

4 あかちゃんバンザイ（奨励策）

大蔵大臣は、今後生まれてくる三番目の子供の為に幸運を授ける制度を創設しました。これは「子供は最低三人」という新人口政策に沿ったもので、一般控除と特別控除の改正も併せ表明されました。

まず第一子・第二子については変りがありません。既にある第三子についての一般控除が250ドル増額され、750ドルとされました。特別扶養控除の要件としての母親の最低資格は、GCE-Oレベル5科目取得を3科目取得（一回の試験で取得すること）した者に緩和されました。又第四子に対するものとして新しく750ドルの特別扶養控除が設けられ、これに就業主婦の所得（上限は10,000ドル）の15%を加えたものというように増額されました。これらの変更において、第三子への特別扶養控除が増額されるかどうか、今後生まれてくる第四子に一般控除が適用されるかどうかという点については明確となっていません。

次に一回限りの特別な税額控除リベートが1988賦課年度（暦年1987年）から発効するものとして、今後生まれる第三子に対して認められることとなりました。

- 20,000 シンガポールドルの税額控除リベートを夫婦どちらか、あるいは両方の支払うべき税額と相殺することができる。
- 妻の労働に基づく妻の所得の15%相当額の追加税額控除リベートによって、妻自身の支払うべき税額を相殺することができる。

双方の税額控除リベートの未相殺残高は最長4年間を限度として繰越すことができます。

<例示>

現 行		提 言 案			
Y/A 88		Y/A 88		Y/A 89	
夫	妻	夫	妻	夫	妻
給与	<u>60,000</u>	<u>60,000</u>	<u>60,000</u>	<u>60,000</u>	<u>60,000</u>
特別扶養控除					
第一子	—	3,750	—	3,750	—
		(750 + 60,000 × 5%)			
第二子	—	6,750	—	6,750	—
		(750 + 60,000 × 10%)			
第三子 (87年 新生児)	9,500	—	—	N.A.	—
	(500 + 60,000 × 15%)				
Y/A 88		Y/A 88		Y/A 89	
夫	妻	夫	妻	夫	妻
—	N.A.	—	9,750	—	9,750
	(750 + 60,000 × 15%)				
第四子 (88年 新生児)	—	N.A.	—	—	9,750
	(同 上)				

税額 (仮に計算したものととして)

	4,000	1,600	4,000	1,500	4,000	500
税額						
リベート	—	N.A.	—	△ 4,000	△ 4,000	△ 500
差引:						
最終税額	5,600		N.A.		N.A.	
夫婦合計						
繰越し	N.A.		23,500		19,000	
リベート額			(20,000-4,000-1,500)		(23,500-4,000-500)	
			+60,000 × 15%			

5. CPF の最低額制度

中央年金基金（CPF）法は、55歳に達した加入者は、自らの口座から預け金を引出すことが出来る旨定めています。この際に老後の備えとして最低額を別にしておく事を要請されています。この方法には以下の選択があります。

- ① CPF に退職勘定としてこの最低額を留めておく。
- ② 承認された銀行に預ける。
- ③ 承認された年金保険へ加入する。

この最低金額に足りるように、被保険者の子供が口座間の内部振替か現金にて補充拠出することを新たに認めました。1987年4月1日発効の措置であり、その要件は以下の通りであります。

- 55歳になった際に引出される前のどちらか一方の親の CPF 口座の残高と 30,000 ドルとの差額を控除出来る。
- 両親双方の最低規定額に充当する場合、税務上控除できる金額は、両親の CPF 勘定の残高の合算額と 45,000 ドルの差額となる。
- 控除額の上限は、年間 60,000 ドルとなる。

一方、これらの制度を、CPF に口座のなかった人々にも援用するものとして、最低額口座の開設と、それを満たす現金拠出を行う者に税務上の控除を同様に与えようという制度も設けられました。現在認められている年間 7,200 ドル迄の個人事業主による自主的な CPF の拠出額にこの最低額口座に関する 6,000 ドルの控除が加算されるのかどうかは、明らかになっていません。

CPF 最低額は以下の様に取り扱われています。

<u>55才時の CPF 残高</u>	<u>最低額として留保すべき額</u>
① 10,000 かそれ以下	該当ナシ
② 10,000 ～ 20,000	10,000 ドルは引出しその 残りを留保する。
③ 20,000 ～ 60,000	50 % を留保する。
④ 60,000 超	30,000 ドルを留保する。

これに基づき引出し可能額を例示しますと次のようになります。

<例示>

① 55才時の残高	200,000
住居・投資等の引出し	N.A
メディ・セイフ留保	△ 6,000
	194,000
最低額 (60,000 超の場合)	△ 30,000
差引：引出し可能額	<u>164,000</u>
② 55才の時の残高	50,000
住居・投資等の引出し	N.A
メディ・セイフ留保	6,000
	44,000
最低額 (2,000 ～ 60,000 の場合) × 50%	<u>22,000</u>
	<u>22,000</u>

加入者の子供は②の場合 3,000 ドル (30,000 - 22,000) までの補充を税額の控除を認められる範囲として行うことができます。

6. 外国人労働省雇用の際の徴税 (人頭税) 制度

政府はかつて 1991 年までに、外国人労働者を完全に締め出す政策を発表しましたが、今回 1992 年以後も短期労働許可 (ワーク・パーミット)

により働いている外国人労働者に対して更新を条件とする管理された回転プールによる滞在許可を与える旨修正をしました。ワーク・パーミットは月収 1,500 ドル未満の外国人労働者に与えられている労働許可で、それ以上の月収のものに与えられているエンプロイメント・パスとは異なっています。管理された回転プールの方式とは一時的な労働力不足の緩和とシンガポリアンが嫌う職種の労働力補充に役立つものと考えられています。

これらワーク・パーミット所持の労働者に対しては 1987 年 4 月発効にて、C P F 制度から徴税方式（レービイ）に移行されることになりました。全ての居住権保有者でない新規の外国人労働者及び既にワーク・パーミットを所持している者は更新時に徴税方式に組込まれていくことになりました。但し現在の雇用先に留まる限り、マレー人労働者については適用除外があります。

徴税額は現行既に対象となっている建設関係労働者の月額 200 ドルとメイドの月額 120 ドルはそのまま据え置きとなります。新しく対象とされる他の業種（製造・造船・ホテル etc）の労働者に対しては月額 140 ドルとされます。

この制度切り換えの理由は、C P F がシンガポリアンの為の制度でありできるだけ多くの手取給与をほしがる外国人労働者には適さないということであると考えられます。又外国人労働者需要調整を徴税額の上げ下げで行いうるという点も考えられます。これに対して徴税方式によって逆に企業サイドの負担増やジョブ・ホッピングを助長するという危惧が言われていますが、現在のところ、政府はその弊害が明らかになるまで方針の変更はないと表明しています。対象となる労働者の平均給与レンジが 400 ～ 500 という場合の影響を以下に示します。

	400		300		500	
〈本人手取額一定ベース〉	会社負担額	本人手取額	会社負担額	本人手取額	会社負担額	本人手取額
CPF の場合	440	300	330	225	550	375
	∥		∧		∨	
徴税方式の場合	440	300	365	225	515	375
〈会社負担額一定ベース〉						
CPF の場合	440	300	330	225	550	375
		∥		∨		∧
徴税方式の場合	440	300	330	190	550	410

これから考えられることは400ドル以上の給与をもらっている外国人労働者は会社負担が変わらない限り徴税方式移行を望み（本人手取額が増す為）転職を行うかもしれないと考えられます。又逆に400ドル未満の給与をもらっている労働者は、手取額を同額に保証してもらう為に会社負担額の増加を要求してくると考えられます。又会社はマレー人労働者への会社負担額を一定にする為、徴税方式の適用除外をうけられる要件、すなわち雇用関係を継続するよう努めると考えられます。

7. その他の項目

① 公共企業体

公共企業体は、累積留保利益から連結基金（国家予算上の CONSOLIDATED FUND）へ1,500百万ドルを拠出することになりました。1988 賦課年度（暦年1987年）から、これらの公共事業体は、営業利益に対して徴税されるべき税額相当額を同様に拠出することになります。

② 公共供給会社（PUB）及び電話税

ガス・水道・電気（PUB）に対する10%の税額猶予は少なくとも1988年3月迄延長されることになりました。

西マレーシアへの電話通話に対する20%の税額棚上げは継続されます。

③ 私企業部門

私企業は、シンガポール経済の成長に主要な役割を担っているものです。小規模企業体（スモール・エンタープライズ・ビューロー）のサービスは

拡張されることになるでしょう。

④ OHQ—経営統括本部

4つのOHQの企業が承認を受け、又多くの企業が申請中であります。

⑤ 研究開発優遇策とハイオニア期間後の控除

標記については、昨年の予算演説にありましたが、立法化されておらず、今回何も取り上げられていませんでした。

以上は、予算演説に基づいて記述させていただいておりますが、法律、規則等による制定は今後行なわれていくものであります。政府公報等により確定されましたら、又差異が生じた場合等、何らかの形で追録等ができるようにしたいと思います。

シンガポール経済が一刻も早く回復するよう、政府政策が成功することを強く念願するものであります。

最近の不動産動向

Trade & Industrial Development

森本 高行

(1) はじめに

当地の不動産動向に関しましては、1985年5月の当月報に、シンガポール東急不動産（株）武藤好輝氏が「SINGAPOREの不動産動向」と題する小論文を発表され、大変よくまとめてレポートされておりますが、その後ちょうど2年の歳月が経過し、当時とは様子が少し変わってまいりましたので、その後の不動産動向について若干私なりの見方をまとめてみたいと思います。

まず、当地の不動産産業は大きくわけて、1. オフィスビル 2. ショッピング・ビル 3. ホテル 4. 工場・倉庫 5. 住宅の五つの分野に分かれており、と考えられますが、この順に現在の動向について見てみることにいたします。

(2) オフィスビル

最近当地において新聞等でオフィスビルの売買が大きく取り上げられるようになりました。日本においては東京・丸の内近辺のビルが売買されることは大変珍らしく、またかりにそのようなケースが発生しますと売り主側の経営状態を疑われることとなりますが、当地においては米国・香港等と同様に比較的頻繁にビル売買が行われております。たしかにビルのオーナーサイドの資金繰りのために、売買されるケースも多いわけですが、当初よりビルの売却益（キャピタルゲイン）を目的としてビル投資を行うことも多く、これは当地の不動産譲渡利益については非課税とする税制面の優遇措置がその背景となっております。

当地においてオフィスビルは、シェントンウェイを中心とするC.B.D（セントラル・ビジネス・ディストリクト）に集中しており、これ以外にはウエストコースト地区に政府主導型のオフィスビルがあります。現在（1987年2月）における平均のオフィス賃料は、前出のC.B.D地域において月

当り S\$3.4/p.s.f(1 スクエアフィート当り) となっており、過去の最高水準時(1982年)に比べると約40%程度に落ちております。

さらに、ビル稼働率については、1980年の98.5%をピークとして、現在は82.6%に下っており、当地全体で、2,359,000m²のビルスペースの供給に対して、約500,000m²が空室となっております。

このオーバーサプライの状況は1990年頃まで続くと予想されておりますが、ビルの平均売買価格は昨年3月時点を底として、昨年後半より今年にかけて上昇しております。この背景としては、当地経済の回復とともに、下落していたオフィスビル価格に底値感が出始め、前述のキャピタルゲインを目的とする投資の増加によると考えられますが、これには当国内のみならず香港・日本等の国外からの資本の流入も含まれております。

1987年一部開通予定の地下鉄(M.R.T)は、当国オフィスビルの立地に対して大きく影響を与えるものと考えられており、今後、すでに市の中心にある ラッフルズ・プレース駅に加えて、マックスウェル及びラッフルズシティの地下鉄駅周辺が当地オフィスビルの中心部となることが予想されます。

(3) ショッピングビル

当国のショッピングビルは全体で約1,020,000m²のスペースがあり、その約 $\frac{1}{3}$ がオーチャードロードを中心とする外国人観光客向けの地域に集中しております。これ以外には、ブラスバサロード、シェントンウェイ、マリナセンター等のセカンドロケーションに全体の約 $\frac{1}{2}$ が立地しており、ブキティマロード、ホランドロード等住宅地近辺に残りが散在しております。これら当地ショッピングビルの大半は、1971年～1986年の約15年間に作られたものであり、特に1983年には、センターポイント、パークウェイパレード、リャンコート等全体の15%に相当するスペースが作られ、さらに1986年にはこれに匹敵する約160,000m²のスペースがマリナスクエア、ラッフルズシティ、ウィスマアトリア、パラゴン等で完成しております。今後1991年までに、さらに約100,000m²の新規スペース供給が計画されておりますが、現在におけるショッピングビル全体の

平均稼働率は86.5%と1982年のピーク時に比して5%程度下落しており、またその平均賃借料はピーク時より60%も安くなっております。

このように全体ではオーバーサプライの状態にあるショッピングビルですが、オーチャードロード周辺のプライムエリアにおいてはまだ95.2%の高い稼働率を示しており、これ以外の地域に比べると約15%程度も高くなっております。今後もこの傾向は続くと見られ、オーチャードロード周辺部へのショッピングビジネスの集中化は、ますます強くなると考えられます。

(4) ホテル

1986年度に当シンガポールを訪れた外国人は約3,200,000人と前年に比べると約5.3%増加しておりますが、マレーシア・インドネシア・タイ等の近隣諸国からの旅行者は逆に2%程度減少しております。これらの近隣諸国以外では日本からの訪問客が最も多く、全体の12.7%を占めており、次いでオーストラリア、インド、米国、英国の順となります。また、この訪問客のうち約73%の人々がホテルを利用しており、その平均滞在日数は3.5日程度です。

現在シンガポールのホテル室数は約22,000室あり、このうち約7,700室が過去3年間に増加しました。ホテル室数は今後さらに増え続ける傾向にあり、1991年までにはさらに約4000室の新規供給が見込まれております。このホテルラッシュの結果として、客室の稼働率は1980年の86%をピークとして急落しており、昨年度は約65%にまで下落いたしました。公表の平均室料も昨年度はS\$128となり、これもピーク時に比較すると約35%程度下っております。

このようにホテル業界は全体として非常に厳しい局面に直面しており、すでに一部のホテルは倒産、転売等の噂が広まっております。しかし、相変わらず80%以上の客室稼働率を誇っているホテルも一方にあり、今後当地への急激な訪問客の増加が見込めない限り、この傾向は一層強くなると考えられます。当地ホテル業界は量の時代から質の時代（価格、ファシリティ、サービス等）へと転換してゆくことが予想されます。

(5) 工場・倉庫

当地の工場・倉庫のうち、その大部分は公共のセクター（J.T.C, H.D.B, P.S.A, U.R.A）によって占められており、民間による工場・倉庫分譲のビジネスはこれら公共部門の動向により大きく影響を受けます。

現在、全体の工場・倉庫スペースはおおの 4,894,000m²、1,129,000m²あり、それぞれ 19.3%、23.2%の部分が空室となっております。さらに今後5年間に於いて、工場は1,061,000m²、倉庫は195,000m²増加することが予想されており、現在の経済成長が急激に上昇しない限り空室スペースはさらに増加することが考えられます。

昨年度の民間による工場・倉庫の平均賃料は、S\$0.70～1.00/月と5年前のピーク時に比べ $\frac{1}{3}$ 程度に下落しており、大幅な経済環境の変化がない限り、この厳しい局面は当分の間、続くことになると思われます。

(6) 住 宅

1986年後半より、1983年をピークとして下がり続けてきた民間住宅の平均分譲価格が上昇に転じております。現在の売れ筋は、アパート・マンション型式のもので2～3ベッドルームタイプのS\$250,000～S\$400,000程度の価格帯、テラスハウス型式のものはS\$400,000～S\$500,000程度の価格帯となっております。これらは殆んどが自用に供する目的のための購入であり、投資目的の購入は少ないようです。民間住宅についても、先述のオフィスビルと同様に底値感が出始めており、C.P.F（中央年金基金）の融資条件の緩和、史上始まって以来の低金利住宅ローン（10～25年間で6.75～7.5%）の適用が購買意欲に火をつけているようです。

当地の民間住宅は、1971年以来すでに約41,000戸の供給があり、今後3年間に更に約7,000戸の供給が計画されております。現在、市場には約3,500戸の在庫がありますが今後3年間には約 $\frac{1}{3}$ 程度に減少することが予想されます。平均販売単価は、アパート、マンション型式のものでS\$200/sf（1スクエアフィート当り）、テラスハウス型式のものでS\$230/sf程度ですが、今年に入って少し価格の上昇傾向が見られます。

賃貸住宅については、殆んど価格に動きは見られませんが、プライムの住宅地 (Districts 9, 10, 11) の比較的大きなタイプのもの (4 ~ 5 ベッドルーム) については、若干上昇の気配があります。

(7) おすび

以上、5つの分野より最近の当地不動産動向を見てまいりましたが、住宅等一部の分野に若干の明るさが見られるものの全般的にはまだまだ約4年間に亘る不動産不況の影響が色濃く残っております。

今後、緩かな経済回復と平行して不動産市況も徐々に活気を取り戻すものと確信しておりますが、1980年前後の驚異的な不動産ブームの再来は夢のまた夢でありここ数年間はまだまだ厳しい茨の道が続くと思われます。

この緑濃きガーデンシティを愛するものの一人として、一日も早い経済回復をせつに期待いたします。

シンガポールにおける埋立土地開発及びその背景

五 洋 建 設 株 式 会 社
シンガポール出張所 岡田 紘

はじめに

限られた国土、及びその急激な経済成長の流れに対処するため、シンガポール政府は独立後、1966年以来一貫して広範な土地埋立造成政策を展開してきた。

既に1982年には、3,200ヘクタールの埋立造成を完了し、国土の5%増加を実現している。

シンガポール共和国は、本島と約50の島々で構成され、マレー半島の先端に位置し、その国土面積は618平方キロメートルである。（日本の淡路島とほぼ同面積）一方、人口は現在250万人を超え、1990年には270万人に達すると予想されている。

その経済成長率は、ここ2〜3年落ち着いて来たとは言え、オイルショックによる世界的不況以後でさえ、年率10%程度を維持してきた。

この様な状況下、政府は、土地開発を最優先政策の一つに挙げ、1966年以来、広範な埋立造成を実施して来たのである。

ここでは、シンガポールにおける過去・現在・将来の埋立造成事業及び土地利用計画等、と共に政府の埋立政策と、その背景についても述べてみたいと思う。

埋立造成事業の原動力

国をして、この一連の埋立造成事業を推進せしむる重要な要素の一つとして、限られた国土及び増加する人口がある。1966年以来、埋立造成により、国土の5%が増加したが、人口増加も25%と異常な様相を見せ、人口密度も1967年の3,400人/km²から1982年には、4,000人/km²に増加し、第2次世界大戦直後のその2倍以上となった。

近年、政府の産児制限政策が功を奏し、人口増加率は下降して来たが、その傾向としては将来も増えつづけ、人口は、1990年の270万人から、2040年には、400万人に達すると予想されている。

限られた国土における急激な人口増加が土地造成政策の原動力たる所以である。

他の要素としては、政府の産業・工業化政策が挙げられる。英国植民地時代、シンガポールは、東南アジアにおける自由貿易基地として、又、英国の軍事要衝として繁栄して来た。

1960年代に入り、当時国の主要貿易品目であるゴム相場の下落による国家歳入の減少、また独立後の英国軍事関係者の撤退した時、産業界は植民地時代に培われたその資金力を通し、精力的な外国の製造部門誘致政策により、飛躍的な発展を遂げた。

最近の10年間では、急速な工業化が技術関連部門、すなわち、オイル精製、造船、電機等への移行を促がし、1980年代に入ってから、製造部門の構造改革など低付加価値業務から高付加価値あるいは、より高度な技術部門、すなわち、コンピューター及びその関連部門、電機、製薬等へと特に傾向が顕著に現われている。

オイルショック以来の世界的な景気沈滞にもかかわらず、この国は素晴らしい発展を遂げ、実質GNP成長は年率10%代を保持し、1980年度における1人当たりGNPはUS\$4,340-（日本でのそれはUS\$8,920-）を達成している。

また製造部門への新規投資固定資産額は、1981年がS\$1.92 billion 1982年がS\$1.75 billionにも達している。

加えて、西側諸国と中国との貿易拡大により、シンガポールの西側諸国の東南アジアにおけるビジネスセンターとしての重要性が増して来た。

この急速な産業の近代化と東南アジアにおけるビジネスセンターとしての重要性の増大が人口増加による居住・娯楽用地確保の必要性を作り出している。

以上述べた各種要因が重なり、シンガポール政府はかつてない土地の広範な埋立造成事業を展開しているのである。

シンガポールにおける埋立造成事業

シンガポールにおける埋立造成事業はほとんど総てが3つの政府系機関により実施されてきた：

すなわち

住宅開発局：Housing and Development Board (H.D.B.)

シンガポール港湾局：Port of Singapore Authority (P.S.A.)

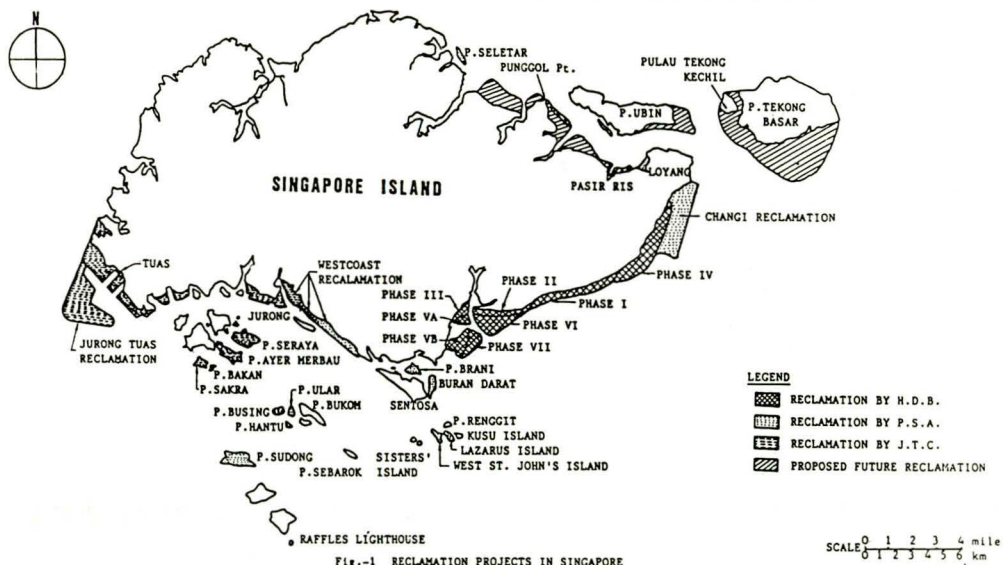
ジュロン開発公社：Jurong Town Corporation (J.T.C.)

であり、埋立造成事業についての各機関の管轄は以下の毎くである。

Table-1	機関名	目 的	主な事業地
	H.D.B.	居住・商業・ 教育・娯楽等	東側地区 (East Coast)
	J.T.C.	産業関係	南西地区及び (South West Coast) 島々
	P.S.A.	運輸関係 (空港・港湾)	チャンギ・ウェストコースト 及び島々

1982年時点では前述の毎く、3,200ヘクタールの埋立でが完了し国土の5%の増加を見ているが、現在さらに1,000ヘクタール以上が埋立進行中である。埋立完了区域面積の87%が本島において、残りが周辺島々で造成された。

Fig-1 に完工、施工中又は計画中の埋立事業位置を示す。



技術面から見てみると、埋立事業においては、いかに良質な埋立材料を得るかが最も重要な問題の1つである。ほとんどの場合、低丘陵地を掘削し、埋立用材料を得て来た。

イーストコースト第一期～第4期、第6期～第7期、パシルリス、ウェストコースト及びチュアス等がこれに当る。この結果、掘削して得られた平坦地に住宅区域が開発された訳である。

タンパニーズ、ベドックニュータウン、貯水池及びチュアス工業団地の一部がこれに当る。丘陵掘削により埋立用材料が得られない場合、海岸又は海底の砂を掘削・運搬し、造成に当てている。チャンギ空港、及び島々の埋立てがこれに当る。しかしながら、ほとんどの丘陵地はすでに掘削し尽くされ、陸上から埋立材料を得る事は非常に困難となっており、また、ほとんどの海砂資源も利用し尽くされ、その限界に近づきつつあるのが現状である。

埋立区域の土地利用

急速な工業化及び人口増加により、国の土地利用の方面においても、この20年間で、ドラマチックな変革を見た。1982年に実施された包括的土地利用調査によると、総ての建物、施設による土地利用率は、1967年の14,411ヘクタールから、1982年の25,953ヘクタールへと、80%増加している。

Table-2 に土地利用調査結果及び用途別増加率を示す。

Table-2 シンガポールの用途別土地利用率

用 途	面積 (ha) 及び対国土比率	1967～1982 増加率
居 住	8,716(15.3%)	+ 16%
交 通	7,457(13.1%)	+181%
産 業	3,347(5.9%)	+359%
娛 楽	1,725(3.0%)	+143%
研 究	1,364(2.4%)	+ 60%
教 育	1,142(2.0%)	+ 85%
設 備	1,002(1.8%)	+129%
商 業	803(1.4%)	+ 13%

倉庫	522(0.9%)	+ 40%
建設中の建物	1,602(2.8%)	+191%
農業	8,101(14.2%)	- 43%
河川・森林	5,929(10.4%)	- 29%
特別区	4,979(8.7%)	- 19%
その他 * 1	10,353(18.0%)	- 1%

* 1 : 碎石場、墓地、空地など

埋立造成地は前述の3機関により、様々な目的に利用されている。

HDB は居住・商業・娯楽・教育など、JTC は主として産業用、PSA は空港・港湾用にと、土地利用を推進している訳である。

(1) イーストコースト埋立事業

イーストコースト埋立地の東端に位置するチャンギ空港はPSAにより、敷地総面積1,663ヘクタールの内、68%に当たる1,131ヘクタールが埋立造成され、既に稼働に入っている。また、HDBにより開発された他の区域は、住宅団地や、様々な娯楽施設、あるいは、空港と中央ビジネス街を結ぶ高速道路等に利用されている。

第6、7期埋立工事完了後、この地区は住宅、オフィス、ショッピングセンター及び教育・娯楽施設などから形成される“マリナシティ”として計画された。

さらに、新しい住宅団地や水源確保のための貯水池が埋立材料用に掘削された丘陵跡地に続々建設されている。

(2) ウェストコースト及び周辺の島々の埋立事業

PSAによって埋立造成されたウェストコースト及び島々の用地は主に、倉庫、港湾施設として利用されている。

(3) ジュロン、チュアス及び他の島々の埋立事業

ジュロン、チュアス及び周辺島々の埋立造成地は、国の全産業区域の内、90%を占めるジュロン工業団地のかなりの部分を構成している。この地区の産業は主に非汚染、汚染、重、軽の4種産業に分類され、用地も種類別に分かれている。

深い岸壁を必要とする汚染産業、例えば石油精製、石油化学工場、火力発電所などは、メルバウ、セラヤ、ブシンサクラ、バカウなどの周辺島々の埋立造成地に建設され、造船、鉄構造及び油井関係設備製作などの重工業は、埋立造成地の水際に建設されている。

内陸部においては、建売りの標準的工場及び用地をJTCは、非汚染、軽工業のために用意、誘致している。

埋立造成地や丘陵掘削跡地が各種産業用地として利用されている訳である。

ジュロン、チュアス埋立事業

シンガポールの西端において、1984年3月から、大規模埋立工事が始まった。

ジュロン、チュアス埋立事業と呼ばれるこの工事はJTCから我が社が受注し、工費S\$602 millionを投じて7千万立方メートルの海砂で637ヘクタールの埋立造成を工期5年で実施、完成を目差すもので、単一業者が請負った土木工事としては世界最大級のものの一つである。

完成後、この埋立造成地は、発電所及び産業用に利用される計画である。工事は現在順調に進捗し、約70%の埋立造成が仕上がった状況である。

おわりに

いままで述べて来た様に、急速に増加する人口と、工業化政策により高まったシンガポールの土地拡張需要論は広範な埋立造成事業を通じ、沿岸開発と共に実現がより容易になった。

こうした一連の埋立事業を通じて、国の“拡張”をしていると言っても決して誇張ではないのである。

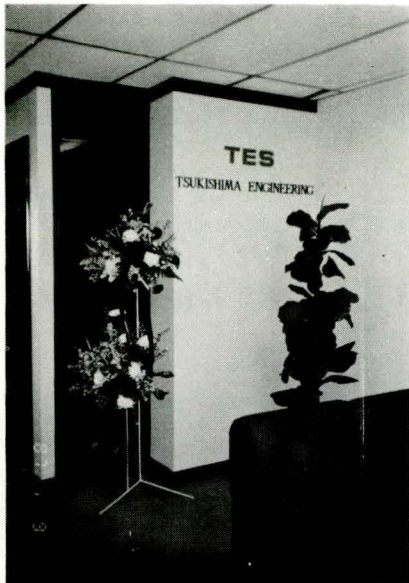
国土と言うものには限りがあるもの故に、埋立造成地は政府にとって重要性が増す一方である。

だからと言って関連官庁は土地の利用を性急に実施せず、慎重な計画により、イーストコーストの高層住宅、高速道路と豊かな緑との調和、ジュロン工業団地のバランスのとれた建売り事務所・工場群など他国では見られない様なユニークな景観を創り出している。

さらに1984年10月、国会は住宅団地建設のため、ポンゴール地区埋立事業の予算として、S\$874 million を承認した。現在第1、2期を我が社が施工中で、計画では第4期までとなっており、開発面積約680ヘクタールである。世界各国における土地拡張政策は、各々共通にかかえている人口増加問題、及び国の将来にわたる存続問題にもからみ、以後益々盛んになる事は必至である。シンガポールにおいても埋立造成による沿岸の土地開発は永久に続く国の課題となるであろう。

会 員 紹 介

* TSUKISHIMA ENGINEERING SINGAPORE PTE LTD
(月島エンジニアリング・シンガポール株式会社)



所 在 地 : 360 Orchard Road #11-03
International Building, Singapore 0923

電話番号 : 7325877/8
Tlx: RS 50904, Fax: 7335766

設 立 : 1986年 12月 (登記)
1987年 2月 (操業)

形 態 : 子会社

代 表 : 石垣 敬哉 (社長)

Mr K Ishigaki (Managing Director)

従業員数 : 3名、日本からの派遣社員2名。

事業内容 : 品 目 : 化学プラント及びプラント用機器

販売先 : インドネシア、マレーシア、タイ、日本、シンガポール

仕入先 : シンガポール、マレーシア

(会社の特色)

- 現実を見極めながら明日へ向って挑戦
- 他社には出来ないスペシャルティ技術・差別化商品
- 会員の皆様と早く親しくお付き合いさせて頂くこと

* FUJI ELECTRIC CO LTD

Singapore Representative Office

(富士電機(株) シンガポール 駐在員事務所)

所在地: 230 Orchard Road #12-230B, Faber House Singapore 0923

電話番号: Tel: 2358400, Tlx: RS 39813, Fax: 7325089

設立: 1982年9月(登記)

形態: 駐在員事務所

代表: 吉村 和夫(代表者)

Mr K Yoshimura (Representative)

従業員数: 2名、日本からの派遣員1名。

事業内容: 富士電機製品の販売促進と情報収集＝駐在員事務所

(会社の特色)

エネルギーとエレクトロニクス of 富士電機

理 事 会 の 動 き

日 時： 1987 年 4 月 14 日（火）午後 12 時 30 分～

場 所： シンガポール日本商工会議所

議 事：

議事に先立ち武藤理事（三井物産）及び細谷オブザーバー（日本大使館）から帰国挨拶があった。併せて、田本副会頭（会頭不在のため議長）から赤松副会頭（住友銀行・一時帰国のため当日不在）が帰国予定である旨の報告があった。

1. 前回議事録承認

3 月度議事録について一部訂正の上、承認された。

訂正箇所： 審議事項(2)本文 3 行目

外国人企業→外国人労働者（訂正後）
~~~~~

## 2 審議事項

### (1)選挙管理委員会の設置について

事務局より、定款及び理事選挙管理規定に従い、1987 年度の理事選挙のための選挙管理委員会の設置及びそのメンバーについて報告し、下記の通り承認を得た。

選挙管理委員会・・・4 月 27 日までに設置する。

|       |     |         |                   |
|-------|-----|---------|-------------------|
| メンバー： | 委員長 | 木村 英夫 氏 | 日立製作所             |
|       | 委員  | 黒沢 清 氏  | 松下電器              |
|       | 委員  | 伊藤 龍男 氏 | 住友商事              |
|       | 委員  | 平松 勉 氏  | 住友銀行              |
|       | 委員  | 石川 静彦 氏 | シンガポール日本<br>商工会議所 |

現在の各部会ごとの理事数については、部会員数及び票数からみて若干のアンバランスが指摘されるものの、今年度は現状通りの理事定数配分にて改選に望むことで承認を得た。

なお、各部会ごとの理事数の是正については、1988年度理事改選にむけて組織強化・企画担当理事を中心に見直すことで了承された。

### (2) 天皇誕生日の広告掲載について

例年、4月29日付聯合早報に掲載している天皇誕生日の広告について、例年通り今年度も掲載することで承認を得た。

## 3. 報告事項

### (1) NEW LEVY SCHEME について経過報告

事務局より、今年3月5日政府予算演説の中でこの4月1日の実施が発表されたNEW LEVY SCHEME について経過報告をした。本スキームは在星進出日系企業のみならず諸外国企業の間でも①企業コスト負担増につながり、ひいては国際競争力の低下となりかねない②CPF ワーカーとNEW LEVY SCHEME ワーカーとの間で手取り額の差が生じる可能性があり、ジョブホッピングが頻発する懸念がある③賃金凍結の折から企業負担増を強いる本スキームの実施は望ましくない。とくに、これから迎える賃金改定時に悪影響が及びかねない等々の反対意見が出されていた。以上のような意見に対し、政府労働省では①この制度は外国ワーカーの流入を規制することにある。②NEW LEVY SCHEME への移行により、1992年以降外国人ワーカーを締め出すことはせず、本制度のプライス・メカニズムを使うことにより、1992年以降も外国人労働者の適正な数の流入を認める。③ジョブホッピングについては、これを厳密にチェックし、対象となる労働者にはワーク・パミットを制限する。④今後、労働情勢を監視続け、必要とあれば調整することもありうるとの考えを明らかにしている。

4月1日の実施以降、本所に対して、会員企業から特に混乱が生じているとの連絡はないが、引続き経過を見守っていく事となった。



(2)労使関係セミナーについて

在外企業協会より連絡のあった標記セミナーの予定につき事務局長から報告し、特に大きな会合等支障がなければ依頼のあった日程に従って準備を進める事となった。

労使関係スタディ・ミッション      1987年 7月19日～26日

日・星労使関係セミナー      1987年11月24日

(3)日本人小・中学校に対する図書貸与について

運営担当理事会で検討の結果、日本人小・中学校に対する図書貸与（総額S\$4,711.59）をすることになり、シンガポール日本人学校・運営理事長・稲垣富雄氏から送付のあった“図書類御貸与に対する御礼”状の写しを配布した。

(4)部会・委員会等開催報告

①部 会

3月12日（木）      第三工業部会  
13日（金）      流通サービス部会  
31日（水）      第三工業部会

②委員会

3月19日（木）      経営研究委員会  
4月 3日（金）      広報委員会  
14日（火）      運営担当理事会

③懇談会等

3月14日（土）～      ASEAN日本人商工会議所会議  
15日（日）  
17日（火）      THE 3RD JCCI FRIENDLY GOLF MATCH  
18日（水）      三宅大使ご夫妻歓迎会  
18日（水）      EDB担当者との懇談事前打合せ  
18日（水）      EDB担当者との懇談  
23日（月）      座談会

- 4 月 2 日 (木) 住友信託杉本氏らとの懇談
- 6 日 (月) 早稲田大学大学院吉野氏との懇談
- 8 日 (水) アジア NICS 緊急現地セミナー (日本工業新聞社主催)
- 10 日 (金) NPB CHAIRMAN
- MR MAH BOW TAN との昼食懇談会
- 10 日 (金) ILO ジュネーヴ本部エコノミスト渡辺氏との懇談

#### 4. 入・退会

下記の入・退会について審議した結果、以下の通り決定した。

##### (1) 入会 (3 社)

|                                    |       |
|------------------------------------|-------|
| FUJI ELECTRIC CO LTD               | “ A ” |
| TSUKISHIMA ENGINEERING (S) PTE LTD | “ B ” |
| SONY SINGAPORE PTE LTD             | “ A ” |

##### (2) 退会 (4 社)

NIPPON KANZAI TRADING PTE LTD

FUJITSU LIMITED

MR H KAKUTA (DELOITTE HASKINS & SELLS)

MR G IKEGAMI (PEAT MARWICK MITCHELL)

(3) 4 月 14 日現在の会員数：468 社 (前月比 1 社減)

#### 5. 会計報告

1987 年 3 月分の会計報告として、高橋財務委員作成の会計報告を理事会出席者全員に配布した。

#### 6. その他

海老塚理事 (日本人会・会長) より、日本人大使館を通じて今月 22 日福田赳夫・元総理一行 7～8 名が来星する予定となっており、日本商工会議所及び日本人会主催による昼食懇談会を開催にもraitたいとの依頼があったとの発言が行われた。

本所としては未だ詳細が決定してないことでもあり、実行については運営担当理事会に一任し、対処することとなった。

## 4月の主な経済記事

- 4月8日 • シンガポール労働省の広報紙が伝えるところによれば、承認された技術証書または“O”レベル、(中卒)ないし“A”レベル(高卒)の資格証書を保持する外人労働者は、労働省に3年間有効の労働ビザを申請できる。但し、同申請が行えるのは個人労働ビザ所持者に限られ、集団労働ビザの所持者には同制度は適用されない。

リチャード・フー蔵相は今年度予算案の国会審議の際、「シンガポールの生産力向上に貢献する技術を保持する外人労働者には永住権獲得の機会が与えられる」と述べたが、最近発行の労働省広報は、フー蔵相の同発言内容を更に突込んで説明するとともに、“3年制労働ビザ”の詳細を明らかにしている。

それによると、3年間の労働ビザ所持者はシンガポールでの勤務が満1年に達した段階で永住権を申請することができ、永住権取得後10年すれば公民権を申請することもできる。

労働ビザを所持する女性外人労働者の夫がシンガポール公民なら、その公民権申請に必要とされる10年間の永住権所持期間は2年に短縮される。

3年の労働ビザ所持者の配偶者および21歳以下の子供は長期観光ビザを申請できる。

この種の外人労働者およびその家族はHDB(住宅開発局)に住宅の賃借を申請できる。

3年の労働ビザを所持する外人労働者の子供は公立または政府補助の学校に入学でき、その学費は一般国民と同等で、教育基金への献金も必要としない。



この種の外人労働者の18歳以下の子供は一般国民と同等の医療費で公立病院の診療を受けられる。

十分な教育および労働資格を所持せぬ外人労働者も、もし労働経験を積み、必要な技術を保持しさえすれば労働省労働ビザ局に技能検定を申請できる。同検定に合格した外人労働者は3年の労働ビザを申請することができる。

同申請手続詳細の問い合わせは80A Prinsep St.の労働ビザ局32番カウンターまで。Tel:330-9746

- 14日・シンガポール政府観光局(STPB)のリム・チンベン会長が、11日語ったところによると、今年の第1四半期にシンガポールを訪れた観光客数は、昨年同期の85万1000人から12%(9万1000人)増加した。

同会長によると、ホテル関係者は同業界が最悪の状態を既に脱したと見ている。来年にはホテル客室の増加率も下降し、観光客数はさらに増加するものと予想されている。

訪星者数を月毎に見ると、1月は前年月比8.5%の伸びであったが、2月、3月はそれぞれ15.4%、12.3%と2けた台の伸びを記録している。

特に2月にはアセアン諸国からの観光客数が、これまでの減少傾向を脱して増加を示しており、アセアン観光客の落ち込みは底をついたようだ。

昨年、アセアンからの観光客は0.7%減少、業界は今年も伸びないのではないかと見ていた。

- 昨年は5人に1人のシンガポール人が海外旅行を楽しんだ。

シンガポール全国旅行代理店協会(Natas)のP.R.ゴパル会長は、11日「約58万1000人のシンガポール人が昨年、海外旅行にでかけた」と語り、「今年も海外の旅行代理店はシンガポール観光客の増加を期待している」と述べた。

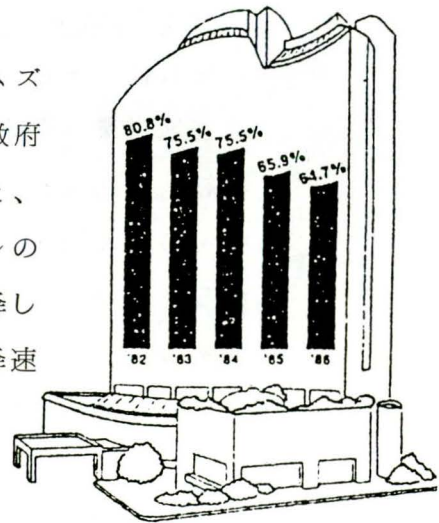
同会長によると、オーストラリア、フィリピン、インド、韓国の代理店などは、シンガポール人旅行者の 10～28% の増加を見込んでいる。

昨年、シンガポールからオーストラリアを訪れた観光客数は、4万4000人に昇り、同国の業者は今年は20%増を期待、昨年1万7500人のシンガポール人が訪れたフィリピンでは、25～28%増を予想している。

一方、英国（5万5000人）、マカオ（2万6400人）の業者は0.5%、香港（19万3000人）の業者は2%の増と低い数字を予測している（カッコ内は当該国を訪れたシンガポール人の数）。昨年、150万人という最大のシンガポール人観光客を受け入れたマレーシアでは、今年は4～6%の増加を期待している。

- 13日付ストレーツ・タイムズ紙に掲載されたシンガポール政府観光局（STPB）資料によると、50室以上の客室を持つホテルの客室占有率は、ここ5年間下降し続けているが、昨年はその下降速度がスローダウンしている。

（右図参照）



- 20日 米国商務省と経済分析局（B E A）の統計によると、米国のアセアン諸国への直接投資は、1982年の73億USドルから1985年の92億USドルへと増大したが、85年の投資額は前年の95億USドルを多少下回った。

米国の対外投資全体に対するアセアン投資の割合は、1982年の3.5%から85年の4%へと多少拡大した。

1985年の米国の対アセアン投資額を国別に見ると、インドネシアが40億USドル、シンガポールが19億USドル、マレーシアが12億USドルであった。

一方85年の米国の対アセアン輸出額は81億USドル、輸入額は156億USドルにのぼった。

- 29日
- シンガポール政府は多国籍企業の地域営業本部を当地に誘致するための税制優遇措置を昨年11月に導入、最近外資系企業6社に同措置の適用を認めたが、現在さらに10社からの申請を審査している。

EDB（経済開発庁）スポークスマンが明らかにしたところによると税制優遇措置適用のガイドラインがすでに立案され、会計師会社や投資家に配布されている。

・ 法人税率10%

それによると、地域営業本部設立奨励計画の下に認可された当地営業本部は5～10年の優遇期間を通じて、海外の子会社、系列会社からの管理費所得、利子所得、特許所得およびその他の関連所得に対して10%の優遇法人税率を適用される。同優遇措置の適用を受けない場合の法人税率は33%である。

・ 配当所得に対する法人税免除

同計画の下に認可された営業本部の海外子会社と系列会社の株式配当所得に対しては、法人税が免除される。

同営業本部がこれらの配当所得を海外の本社に送金する場合も法人税が免除される。

同営業本部がシンガポールに設置された持株会社に所有され、同営業本部が出した配当がこの持株会社の帳簿上に記入される場合も、同配当に対する法人税は免除される。



・ 営業本部認可の 5 条件

E D B は以上の優遇措置が適用される営業本部の条件として以下の 5 項目を挙げている。

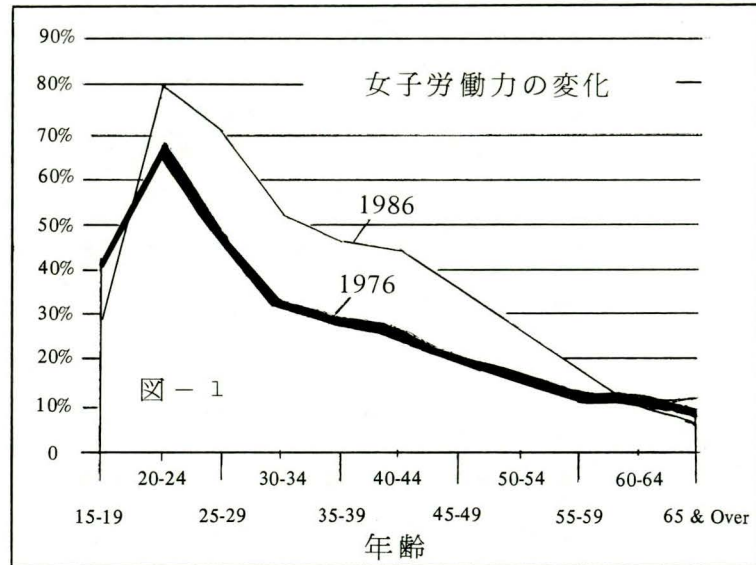
- 1) シンガポール営業本部の払込資本は 50 万 S ドル以上でなければならない。
- 2) シンガポール営業本部の営業支出は 200 万 S ドル以上でなければならない。
- 3) 営業本部の専門職スタッフおよび管理人員は 4 人以上でなければならない。
- 4) 営業本部としての少なくとも 3 種類の業務に従事せねばならない。すなわち海外の子会社や系列会社に対して何らかのサービスおよび支援業務を行わねばならない。  
例えば 1. 管理・営業面での企画や協力、2. 原料部品の購買、3. 研究開発および製品開発、4. 地域性の技術、保守サービス、5. 市場管理および販促計画、6. 地域性の訓練サービスおよび人事管理、7. 財務管理およびファンド・マネージメント、8. E D B が認めるシンガポール経済に有益なその他の活動。
- 5) 営業本部が管理する海外の子会社や系列会社は 3 社以上でなければならない。

30日 • 先頃発表された“86 年度シンガポール労働力調査報告書”によると、シンガポール女性（15 歳以上）の 45.6 % が勤めに出ており、76 年の 36 % に比べると 10 年間で 10 % の伸びを見せている。

同様の数字は台湾で 45.8 %、香港が 49.8 % であるが、日本においては前年 85 年の数字で 48.7 % になっている。

報告書は、教育の向上と雇用機会の増加が、シンガポール女性の労働市場進出を加速しているとしている。しかし、就

学者の増加で15歳～19歳の女性就業者は、かえって減少している。（図表1参照）



・賃金は10年間で50%アップ

この10年間に、シンガポールの労働力の質は大幅に向上したが、平均月収も大きく増加している。

中卒以上の男子労働者の全体に占める割合は、76年の32%から86年の44%に上昇、また女子労働者においては46%から54%に高まっている。

シンガポールでは、女性労働者は平均して男性労働者よりも高い教育水準を誇っているが、賃金で見ると、その地位は逆転する。

76年から昨年に至る10年間で、平均月収は男子労働者で341Sドルから750Sドルに上昇したが、女子の場合は249Sドルから549Sドルに上ったにすぎない。

（図表2参照）

| 男・女の賃金比較 |         |                   |        | 図 - 2   |
|----------|---------|-------------------|--------|---------|
| 学 歴      | 男 性     |                   | 女 性    |         |
|          | 1976    | 1986              | 1976   | 1986    |
| 平 均      | \$ 341  | \$ 750            | \$ 249 | \$ 549  |
| 無学歴      | \$ 320  | \$ 583            | \$ 144 | \$ 395  |
| 小学校卒     | \$ 301  | \$ 665            | \$ 169 | \$ 466  |
| 中学卒      | \$ 365  | \$ 861            | \$ 299 | \$ 644  |
| 大学予科・高専卒 | \$ 539  | \$1,260           | \$ 425 | \$ 923  |
| 大 卒      | \$1,437 | \$3,000<br>& over | \$ 900 | \$1,883 |

その他にも報告書は、以下のような点を指摘している。

- 85年6月から86年6月までの1年間に、労働市場を去った女子労働者の56%は専業主婦となった。
- 製造部門と輸送部門の労働市場におけるシェアは低下したが、商業、金融、コミュニテイ・サービスの各部門はシェアを増加させている。
- 85年、86年を通じての不況は、一般事務・販売関連部門における就業者の増加を停止させたが、専門職・管理・サービス部門における増加は続いている。

上記の調査は労働省がこの13年間、毎年央に行っているもので、その結果はシンガポールの労働・雇用政策に反映される。

昨年調査は、失業率が69年以来最高レベル（6.5%）に達した6月に行なわれたが、先月の失業率は4.5%に低下している。



## 廣 報 欄

\*\* NEW MEMBERSHIP (11th May 1987)

\* SONY PRECISION ENGINEERING CENTRE (SINGAPORE) PTE LTD

Mr K Mihara (Managing Director)

C/O 47 Jalan Buroh

Singapore 2261

Tel: 2650522

\* JAPAN TRAVEL BUREAU INC. Singapore

Mr H Kunimatsu (General Manager)

250 North Bridge Road #32-01

Raffles City Tower

Singapore 0617

Tel: 3361661

Tlx: RS 43369 JTB SIN

Fax: 3398614

\* PEAT MARWICK

Mr T Ando (Manager, CPA (Japan) )

16 Raffles Quay #22-00

Hong Leong Building

Singapore 0104

Tel: 2207411

\*\* CHANGE OF ADDRESS & TELEPHONE NO.

\* PRICE WATERHOUSE

6 Battery Road #32-00

Standard Chartered Bank Building

Singapore 0104

Tel: 2256066

Tlx: RS 23039

Fax: 2252366

\* YOSHIKAWA CHEMICALS SINGAPORE (PTE) LTD

13 Pioneer Sector 3

Singapore 2262

Tel: 8610977

Tlx: YCHEMS RS 51117

Fax: 8613863

\* THE FUJI BANK, LIMITED

1 Raffles Place #20-00

OUB Centre

Singapore 0104

Tel: 5343500 (w.e.f. 1/6/87)

\*\* CHANGE OF COMPANY'S NAME

\* NEC SINGAPORE PTE LTD

From NEC Computers Singapore Pte Ltd  
NEC Business Systems (Singapore) Pte Ltd  
To NEC Singapore Pte Ltd

\* NEC ELECTORNICS SINGAPORE PTE LTD

From NEC Singapore Pte Ltd  
To NEC Electronics Singapore Pte Ltd

\*\* CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE

\* THE NIKKO MERCHANT BANK (SINGAPORE) LTD

From Mr H Abe to Mr S Uetsuki

\* THE SUMITOMO BANK, LTD

From Mr T Akamatsu to Mr I Kikuchi

\* MITSUI & CO LTD

From Mr S Mutoh to Mr A Sugisaki

\* SINGAPORE DAIMARU PTE LTD

From Mr T Hata to Mr M Kanuma

\* RUBYCON SINGAPORE PTE LTD

From Mr S Nagase to Mr M Kokubu

\*\* CHANGE OF TELEPHONE NO

\* NEC SINGAPORE PTE LTD

Tel: 2259220

# 資料案内

## 国内一般

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| シンガポール共和国移住法 ..... | S\$ 15      |
| 民事法 .....          | S\$ 5       |
| 刑法（暫定規定法） .....    | S\$ 10      |
| 公益事業法 .....        | S\$ 10      |
| 貿易開発委員会 .....      | (会 員) S\$ 5 |
| .....              | (非会員) S\$ 8 |

## 投資関係

|                                  |              |
|----------------------------------|--------------|
| 資金援助制度の手引き .....                 | S\$ 8        |
| 法律 15 号（経済拡大奨励法改正法） 1979 年 ..... | S\$ 5        |
| 経済拡大奨励（所得税免除）法＜改訂版・原文付＞ .....    | (会 員) S\$ 30 |
| .....                            | (非会員) S\$ 35 |

## 租税・税制

|                                        |              |
|----------------------------------------|--------------|
| 所得税法＜改訂版＞ .....                        | (会 員) S\$ 25 |
| .....                                  | (非会員) S\$ 30 |
| 所得税法・1985 年改正法 .....                   | S\$ 5        |
| 法律第 2 号共和国所得税法改正（1973 年） .....         | S\$ 5        |
| 法律第 13 号       "       (1977 年) .....  | S\$ 5        |
| 法律第 17 号       "       (1980 年) .....  | S\$ 5        |
| 法律第 20 号共和国所得税（改正）令 .....              | S\$ 5        |
| シンガポールとの租税（所得）条約 .....                 | S\$ 5        |
| 法律（改正）時報第 21 号（経済拡大奨励法及び所得税法改正法） ..... | S\$ 5        |
| シンガポールの租税 .....                        | S\$ 15       |
| シンガポールとの租税（所得）条約（二重課税防止条約の一部改正） .....  | S\$ 5        |
| シンガポールとの租税（所得）条約 .....                 | (会 員) S\$ 20 |
| ＜改訂版＞ .....                            | (非会員) S\$ 30 |
| 関税法（第 133 編）関税令＜1985 年版＞ .....         | (会 員) S\$ 15 |
| .....                                  | (非会員) S\$ 20 |

## 会社法

|                                      |              |
|--------------------------------------|--------------|
| 法律第 1 号（共和国会社法改正） 1970 年 .....       | S\$ 5        |
| 法律第 4 号（共和国会社法改正） 1974 年 .....       | S\$ 5        |
| 法律 19 号 1980 年中央厚生年金法告示（付表の入替） ..... | S\$ 5        |
| 法律 16 号（会社の買収及び合併に関する） .....         | S\$ 5        |
| シンガポール共和国会社法 .....                   | (会 員) S\$ 60 |
| .....                                | (非会員) S\$ 70 |
| 会社法・1984 年改正法 .....                  | (会 員) S\$ 20 |
| .....                                | (非会員) S\$ 30 |
| シンガポール共和国憲法（再版） .....                | (会 員) S\$ 10 |
| .....                                | (非会員) S\$ 15 |
| 憲法改正法（1984, 1985 年） .....            | S\$ 5        |
| 国会議員選挙法（再版） .....                    | (会 員) S\$ 10 |
| .....                                | (非会員) S\$ 15 |
| 事業登記法（1973 年法律第 36 号） .....          | (会 員) S\$ 15 |
| .....                                | (非会員) S\$ 20 |



## 為替管理・関税

|                           |        |
|---------------------------|--------|
| 関税法（1979年関税令） .....       | S\$ 15 |
| 法律第6号（為替管理法改正）1976年 ..... | S\$ 5  |
| 金融業者法 .....               | S\$ 10 |
| 財務諸表公開原則 .....            | S\$ 15 |

## 業種別規則

|                           |        |
|---------------------------|--------|
| 法律第18号工場法改正法（1973年） ..... | S\$ 5  |
| 大気汚染防止法（1971年） .....      | S\$ 10 |

## 特許・商標・その他

|                         |             |
|-------------------------|-------------|
| シンガポール共和国特許（実施権）法 ..... | S\$ 5       |
| シンガポール共和国商標法 .....      | S\$ 10      |
| 価格規則法 .....             | S\$ 5       |
| 1975年水質汚染規則制及排水法 .....  | S\$ 10      |
| 1971年海洋汚染防止法 .....      | S\$ 5       |
| 印刷・出版業者法 .....          | (会 員) S\$ 2 |
| .....                   | (非会員) S\$ 3 |
| ホテル法 .....              | (会 員) S\$ 5 |
| .....                   | (非会員) S\$ 8 |

## 労働関係

|                                    |              |
|------------------------------------|--------------|
| 労働組合法（1977年） .....                 | S\$ 10       |
| 法律第3号（共和国労働雇用法改正）1970年 .....       | S\$ 5        |
| 法律（改正）時報（第25号） .....               | S\$ 5        |
| 法律（改正）時報（第26号） .....               | S\$ 5        |
| 法律（改正）時報第22号（雇用法並びに労働者補償法） .....   | S\$ 5        |
| 法律（改正）時報第23号（中央厚生年金法改正法） .....     | S\$ 5        |
| 労働雇用法（1976年幼少年雇用規則） .....          | S\$ 5        |
| 法律（改正）時報第24号（中央厚生年金改正法） .....      | S\$ 5        |
| 法律（改正）時報第27号（中央厚生年金法を改正する法律） ..... | S\$ 5        |
| シンガポール共和国雇用法（改訂版） .....            | (会 員) S\$ 15 |
| .....                              | (非会員) S\$ 20 |
| 中央厚生年金法（改訂版） .....                 | S\$ 5        |
| 労働三法（雇用法・組合法・関係法） .....            | S\$ 30       |

## 商工会議所出版物

|                           |              |
|---------------------------|--------------|
| 業種別会員名簿（1986 / 87年） ..... | (会 員) S\$ 15 |
| .....                     | (非会員) S\$ 30 |
| 月報（各月号） .....             | S\$ 8        |
| シンガポールにおける企業経営ガイド .....   | (会 員) S\$ 15 |
| .....                     | (非会員) S\$ 30 |

## 編集後記

3月期決算を締切り、日本国内においては、いよいよ株主総会に向けて、多忙を極める時期となっています。また一方、為替の行く方、内需拡大対策及び税制改革等企業にとって静観視できない目まぐるしい状況が続いています。

シンガポールにおいては、メーデー・メッセージにあったように、今年の経済成長率は3%から4%の間、あるいはそれより若干高い数値になるかも知れないとありました。徐々に明るさが増してきたという状況ではないでしょうか。

さて今月号では、STPBより観光資源の開発計画の寄稿をいただき、公認会計士小野氏には87年度税制における諸優遇策等を解説いただきました。また底値感が出始めた不動産についてTrade & Industrial Developmentの森本氏に、そしてシンガポールの最優先政策の一つである埋立土地開発について五洋建設岡田氏に御執筆いただきました。ご多忙の中、協力を賜わり、心より感謝申し上げます。

今月号の担当は田中（日本国土開発）、土田（村田製作所）村井（時事通信）でした。

# MONTHLY REVIEW

STRICTLY MEMBERS ONLY



**M. C. (P) No.** M. C. I. (P) No. 27 / 4 / 87

PRINTED BY  
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.,  
155 Kallang Way #02-11/12  
Singapore 1334. Tel: 2923831

**JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE**

C.P.F. BUILDING, 79 ROBINSON ROAD, #24 - 04 (24th Storey) SINGAPORE 0106